

橋本市木材利用方針

第1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。）第12条第1項の規定に基づき、和歌山県木材利用方針（令和3年和歌山県制定。）に則して策定するものであり、市内の建築物等における木材の利用の促進に関する必要な事項を定める。

第2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

本市の森林は、市域面積の約6割を占め、森林資源を生産・供給する経済的機能はもとより、水源の涵養、土砂災害の防止、地球温暖化防止、生活環境保全及び保健・文化機能等の多くの公益的機能を有しており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることは極めて重要である。

しかしながら、本市の森林・林業は零細所有者が多く、森林の財産的所有が主体となっており、木材価格の低迷や担い手不足など林業を取り巻く厳しい状況と相まって、林業生産活動は停滞しており、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

県内の人工林資源は本格的な利用期を迎えており、素材生産量は増加傾向にある。そうした中で、建築用木材の需要を拡大することは、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的発揮は、地域経済の活性化にも資するものである。

また、木材として利用した場合は長期間に渡って炭素を貯蔵できることや製造時のエネルギー消費が少ないことから、木材の利用を拡大することは脱炭素社会の実現に貢献するものである。加えて木材は吸湿性、吸音性、断熱性に優れるため人に優しく、健康的で快適な生活空間の形成に大きく寄与する性質を持つ素材である。

こうした中、平成22年の公共建築物等における木材利用の促進に関する法律の施行以降、木造建築物に関する耐震性能や防耐火性能等の技術革新、建築基準の合理化等が進み、木材利用の環境が整いつつある。

このような状況から、本市においては、和歌山県内の森林から産出され、和歌山県内で加工された木材（以下「紀州材」という）の利用を推進していくことにより、公共建築物や公共土木工事等における木材利用はもとより民間建築物を含む建築物全体における木造化・木質化を促進することで、紀州材の需要拡大を図る。

第3 公共建築物における木材の利用の目標

市が整備する公共建築物においては、積極的に木造化・木質化に努める。また、木造化においては、可能な限り紀州材を利用する。また、低層建築物以外の建物であっても、木造の耐震性能及び防耐火性能等に関する技術開発や建築基準の合理化の進捗状況、木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、積極的に木造化を推進するものとする。

ただし、以下に掲げる法令等により木造化が困難な場合は除く。

- (1) 建築基準法等の規定により木造化が困難な場合
- (2) 施設の用途、安全性、維持管理等を考慮すると木造化または木質化が困難と認められる場合

第4 その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

市は、公共建築物の整備において紀州材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努める。

このような、コスト面での考慮を前提としながら、紀州材利用促進に当たっては、その意義や効果を考慮するするとともに、公共建築物の利用者のニーズや公共建築物の用途や設置目的に応じた紀州材の利用による付加価値、PR効果等も考慮し、コスト面のみでの適否の判断とならないよう総合的に判断した上で紀州材の利用に努めるものとする。

2 備品等における木材製品の利用促進

市が公共建築物に導入する備品、消耗品等について木材製品の導入に努めるものとする。

3 紀州材の利用の促進

市は、紀州材利用について、広く普及啓発に努め、住宅や民間事業者等における紀州材の利用を促進するものとする。

附 則

この方針は、平成24年 6月26日から施行する。

附 則

この方針は、令和 4年 1月 6日から施行する。